

官業民営化等WGヒアリング調査票(給付、徴収業務)

[所管省庁名: 防衛庁]

1. 名称	若年定年退職者給付金の支給事務
2. 根拠法令	防衛庁の職員の給与等に関する法律第27条の2～第27条の11、第30条、第31条、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第20条～第24条の5、若年定年退職者給付金に関する内閣府令
3. 実施主体	国
4. 従事者数	174名
5. 予算額	算出困難
6. 事業の内容	若年定年退職者給付金の支給額及び返納額の確定等
7. 民間移管の 具体的内容	該当なし
8. 更なる民間開放 についての見解	別紙参照

問 1

若年定年退職者給付金は、若年定年退職者が提出する所得届出書に基づき支給額又は返納額が確定されるとのことであるが、所得届出書の正当性のチェックや実際の給付金の支給（又は返納）事務については、民間に任せても十分処理ができると考えるが、貴庁の見解を伺いたい。また、確定事務以外の事務（例えば所得届出書等が提出されない場合の個別の事情調査等）についても、官でなければ行えないとはいえない事務であると考えているが、貴庁の見解を伺いたい。

（答）

1 若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支給額又は返納額は法令等に定められた方法により算出することができることから、民間においても給付金の額を確定することは実施可能であると考えられる。

しかし、一方、当該事務を民間に任せした場合、現行の場合と比較して退職自衛官（給付金の受給者）に対するサービス等については、特に過疎地等において、その水準が低下する場合もありうると考えられることから、必ずしも費用対効果だけで民間に任せることが妥当であるとは言えない点もあると思料される。

2 所得届出書が提出されない場合においては、若年定年退職者給付金に関する訓令第8条第5項及び第6項に定められているとおり、その事情を調査して長官へ報告するものとなっている。この報告を受けた後、必要に応じて長官は行政処分（防衛庁の職員の給与等に関する法律第27条の6第2項及び第3項に定める返納及び不支給処分）を行うこととなっている。それは、行政手続法における不利益処分に当たることから、防衛庁としては、自ら調査を行うことが適切であると考えているところである。

若年定年退職者給付金に関する訓令（抄） （平成2年防衛庁訓令第37号）

（所得の届出等が行われない場合の取扱い）

第8条

- 5 給付金支給機関の長は、第3項に定める提出期限を経過してもなお所得届出書等が提出されない場合及び所得届出者の所在が知れないため第1項の書面を送付することができない場合は、所得届出書等の提出が行われない事情又は第1項の書面を送付することができない事情を調査しなければならない。
- 6 給付金支給機関の長は、前項の調査を終了したときは、次に掲げる事項を順序を経て、長官に報告するものとする。

防衛庁の職員の給与等に関する法律（抄）
（昭和27年7月31日法律第266号）

（所得の届出等）

- 第27条の6 第27条の2の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の内閣府令で定める日までに、長官又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。
- 2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。
 - 3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。
 - 4 長官は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

問 2

若年退職給付に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

(答)

- 1 若年定年退職者給付金に関する内閣府令第2条において「給付金支給機関」が、若年定年退職者給付金に関する訓令第2条において「給付金支給機関として自衛隊の部隊及び機関を指定する。」がそれぞれ定められているところである。

若年定年退職者給付金に関する内閣府令（抄） （平成2年10月1日総理府令第48号）

（給付金の支給を一時に受ける場合の申出）

第2条 給付金の支給を一時に受ける場合の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を、給付金支給機関（給付金の支給を受けることができる者に対して給付金を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）の長に提出することにより行うものとする。

一 氏名、生年月日及び住所

二 退職年月日

三 支払方式並びに振込みを希望する場合においては振込金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

若年定年退職者給付金に関する訓令（抄） （平成2年防衛庁訓令第37号）

（給付金支給機関の指定）

第2条 若年定年退職者給付金に関する内閣府令（以下「府令」という。）第2条の給付金支給機関として、別表のとおり、自衛隊の部隊及び機関を指定する。

- 2 全国各地の部隊及び機関を給付金支給機関に指定している理由として、
- ア 退職した駐屯地、基地等の駐屯地業務隊又は基地業務隊等が給付金支給機関の窓口となるため、受給者にとって退職後の連絡及び書類の提出が容易となること
- イ 本制度創設時に給付金業務の組織上のあり方について検討がなされたが、全国各地の駐屯地等に窓口を配置することにより、事務処理件数を分散させることができたため、全体の8割強の給付金支給機関では新規増員要求が必要なかったことがあげられる。

問 3

若年定年退職者に対し支給等を行う名義は国であるとしても、その事務手続を民間が行うことに不都合はないと考えるが、いかなる点が不都合であるか、貴庁の見解を伺いたい。

(答)

- 1 支給額等を確定する業務については、民間においても実施可能と思われる。
- 2 事務手続を民間が行う場合の問題点として、次の点が考えられる。
 - ア 現在、給付金支給機関においては、退職自衛官に対して、給付金制度の説明及び問い合わせに対する回答を随時行う等親身な対応を行っているところである。これらの業務を民間が行うことになった場合、窓口の対応がマニュアル化された均一的なものになることから、退職自衛官に対し不安感を与える等、サービス面においてはマイナスとなる恐れがある。
 - イ 一般的に、自衛官は、53歳から56歳において定年退職をすることから、定年退職後も、退職時における駐屯地、基地等の近郊に、退職後の生活を営んでいる場合が多く、現在のように全国の駐屯地、基地等に広範囲に給付金支給機関を配置して、退職自衛官の利便性を図っているものであるが、民間に任せる場合、特に過疎地等においては対応するのは困難な面もあると考えられる。

問 4

給付金事務を行う機関が全国に174箇所あり、平成16年度予算ベースで約1万2千件の事務があるが、給付金事務を本務とする職員が配置されているのは23箇所にすぎず、その他は副次的に処理をしているとのことであるが、①本務職員が配置されている23箇所の事務処理数、②副次的に給付金事務を処理している職員の本務の内容、③かかる実情となっている理由についてご教示願いたい。

(答)

①本務職員が配置されている23箇所の事務処理数

23箇所の事務処理件数は平均で1箇所あたり年間約175件であるが、これは支給額等の確定事務の件数であり、退職者への説明、隊員からの問い合わせ対応などの他の事務処理件数は算出が困難である。

②副次的に給付金事務を処理している職員の本務の内容

各給付金支給機関の事情によって異なるが、退職手当、児童手当、公務災害補償等の厚生業務を複数兼務している者が給付金業務も担当している場合や人事業務と兼務している場合がある。

③かかる実情となっている理由

平成2年の制度創設当時、処理件数が多いと想定された23箇所の給付金支給機関に限り給付金専門官を配置した。それ以外の配置されなかった所においては、本来、業務隊等が給付金の支給事務に類似している退職手当、児童手当の支給事務に精通しており、本来業務との兼務で給付金支給業務の実施が可能であると考えられた。

問 5

若年退職給付の対象となる人員は、毎年どの程度いるのか。また、給付額は、過去5年間、各年どの程度になっているか。

(答)

支給人員と支給額の過去5カ年の実績推移は以下のとおり。

	支給人員	支給額
平成11年度	7,430人	618億円
平成12年度	8,036人	649億円
平成13年度	8,027人	612億円
平成14年度	9,952人	743億円
平成15年度	12,144人	971億円

問 6

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

(答)

1 本業務に従事しているのは、何人か。

給付金支給機関においては、組織定員上、給付金専門官として配置されている者が23名、他の業務と兼務している者が151名従事している。

これらの者を合計すると、給付金業務に従事している者は174名となる。

2 どういった人間が官で関与しているのか。

給付金制度に類似した退職手当、児童手当等の制度に精通している者が関与している。

3 関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。

給付金業務に関与している者は他の様々な業務を兼務しており、各給付金支給機関の事情によりどの程度分担しているかは異なるため、純粋に給付金業務に要する人件費を算出することは困難である。

なお、組織定員上、給付金支給機関に配置されている給付金専門官については、そのほとんどが行政職俸給表(一)5級の職である。

4 人件費の総額はいかほどか。

上記と同様に、給付金業務に関与している者の人件費総額についても算出することは困難である。

5 また、物件費としてどの程度かかっているのか。

備品、消耗品費、電算機借料、光熱水料などの一般的な事務に共通する経費については、給付金業務としての予算要求をしていないため、物件費の総額を算出することは困難である。

なお、給付金業務用の物件費として平成16年度において予算措置されているのは、支給対象者への連絡に係る郵送料、用紙類の印刷に要する経費でおよそ800万円である。